

さいたま市 放課後児童健全育成事業 実施要綱

平成 18 年 5 月 12 日

保健福祉局長決裁

一部改正 平成 19 年 6 月 22 日

一部改正 平成 21 年 2 月 1 日

一部改正 平成 24 年 4 月 1 日

一部改正 平成 25 年 7 月 16 日

一部改正 平成 26 年 4 月 1 日

一部改正 平成 27 年 4 月 1 日

一部改正 令和 6 年 3 月 18 日

一部改正 令和 6 年 5 月 31 日

一部改正 令和 7 年 7 月 31 日

子ども未来局長決裁

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この要綱は、条例・規則等、他に特別の定めのあるものを除くほか、さいたま市（以下「市」という。）における放課後児童健全育成事業（「さいたま市放課後子ども居場所事業実施要綱」に基づき放課後子ども居場所事業として実施する放課後児童健全育成事業を除く。以下「本事業」という。）の実施にあたっての基本的な事項を定めることにより、実施形態に関わらず統一的な事業の推進を図ることを目的とする。

(事業の趣旨等)

第 2 条 本事業は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 6 条の 3 第 2 項に基づき、小学校に就学している児童の保護者が、労働等により昼間家庭にいない場合に、授業の終了後及び春、夏、冬休み及び土曜日等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場を確保し、児童の健全な育成を図るとともに、保護者の仕事と子育ての両立支援を図るものである。

2 本事業は、その目的を異にするスポーツクラブや塾等、その他公共性に欠けるものについては、行わないものとする。

(市の責務)

第 3 条 市は、法第 21 条の 9 の規定に基づき、児童の健全な育成に資するため、本事業が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならない。

2 市は、法第 21 条の 10 の規定に基づき、本事業の利用に関する相談及び助言、並びに地域の実情に応じた放課後児童クラブ（以下「クラブ」という。）の整備及び市以外の本事業を行う者（以下「事業者」という。）との連携等により、本事業の利用の促進に努めなければならない。

(市民と行政の協働)

第 4 条 市は、市民と行政の協働により本事業の充実を図るため、行政、保護者、事業者、放課後児童支援員及び補助員（以下「放課後児童支援員等」という。）等による定期的な協議の場を設ける体制づくりを行うものとする。

(暴力団の排除)

第 5 条 事業者は、次の各号のいずれかに該当するものであってはならない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下、この条において同じ。）

- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下、この条において同じ。）
- (3) 暴力団関係者（さいたま市暴力団排除条例（平成 24 年さいたま市条例第 86 号）に規定する暴力団関係者をいう。以下この条において同じ。）
- 2 事業者は、暴力団、暴力団員又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有してはならない。
- 3 放課後児童健全育成事業の運営に当たっては、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者を利用し、又はこれらの者を運営に関与させてはならない。

第 2 章 委託

（運営委託）

第 6 条 市は、本事業の運営を事業者に委託することができる。

（受託者）

第 7 条 前条の規定により本事業の運営を受託できる事業者は、社会福祉法人又はその他の法人とする。

2 前項に規定するその他の法人は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）（以下「社会福祉法」という。）及び次の各号に掲げる事項に照らして審査を行い、適正と認められる法人とする。

(1) 社会福祉法第 2 条第 3 項第 2 号に規定する第 2 種社会福祉事業（地方公共団体が指定する認可外保育所を経営する事業を含む）の実績を有すること

(2) 本事業を経営するために必要な経済的基礎があること

(3) 法人の経営に関わる役員が社会的信望を有すること

(4) 次の（ア）及び（イ）のいずれにも該当するか、又は（ウ）に該当すること

（ア）クラブの施設長として、放課後児童支援員を置くか、又は経営者に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと

（イ）社会福祉事業について知識経験を有する者、施設を利用する児童の保護者及び施設長を含む運営委員会（施設の運営に関し、相談に応じ又は意見を述べる委員会をいう。）を設置すること

（ウ）法人の経営に関わる役員に、施設を利用する保護者及び施設長を含むこと

(5) 政治的又は宗教上の組織に属さないものであること

3 事業者が、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に規定する会社（以下「企業」という。）の場合は、前項各号のほか、次の各号に掲げる事項をいずれも満たすこと。

(1) 当該企業の全事業を含めた直近 3 年間の企業決算において、損失等を計上していないなど、財務内容が適正であること

(2) 当該企業が、直近 2 年以内に公認会計士による監査若しくは監査法人による外部監査を受け、当該企業の財務内容が適正であると認められること

（法人会計処理）

第 8 条 前条に規定する社会福祉法人又はその他の法人は、財務内容の適正を図るために、次の各号に掲げる処理を行わなければならない。

(1) 会計処理にあたっては、公認会計士の監査若しくは監査法人の外部監査を受けるか、社会福祉法人にあつては社会福祉法人会計基準、その他の法人にあつては法令等に定める会計基準を遵守すること

(2) 帳簿類は、事業及び施設ごとに経理区分を設け、収支計算書、損益計算書等を作成すること

(3) 積立金又は積立預金を計上する場合は、事業及び施設ごとに明細票を作成すること

（契約の締結）

第 9 条 市長は、本事業の運営を委託するときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定により、委託を受ける事業者（以下「受託事業者」という。）と委託契約を締結しなければならない。

2 委託契約には、次に掲げる事項を含まなければならない。

- (1) 対象施設と対象業務
- (2) 委託期間
- (3) 委託金額
- (4) 損害による必要経費の負担責任
- (5) 権利・義務の譲渡の禁止、再委託の原則禁止（第 10 条関係）
- (6) 安全管理義務（第 11 条関係）
- (7) 市長の調査・助言・指導・命令（第 12 条関係）
- (8) 受託事業者の報告義務（第 13 条関係）
- (9) 個人情報の守秘義務
- (10) 受託事業者の常備書類（第 14 条関係）
- (11) 事業内容の変更、契約解除（第 15 条関係）

3 前項第 3 号の委託金額は、さいたま市放課後児童健全育成事業委託実施基準に基づき定めるものとする。

4 委託事業の内容を変更する場合は、市長と受託事業者が協議の上、書面によりこれを定めるものとする。

（委託上の禁止事項）

第 10 条 受託事業者は、契約によって生ずる権利、義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。また、受託業務の全部若しくは一部を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により市長の承認を得たときは、この限りではない。

（安全管理義務）

第 11 条 受託事業者は、さいたま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年さいたま市条例第 53 号。以下「条例」という。）第 6 条に規定する訓練について、年 2 回以上行うものとする。

（市の調査・指導）

第 12 条 市長が必要と認めるときは、受託事業者に対して委託業務の状況について報告を求め、調査、指導、助言又は命令することができる。

2 市長は、受託事業者の事業実施状況確認のため、毎年度、施設の立ち入り調査を行う。

（報告義務）

第 13 条 受託事業者は、本事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、指示を受けなければならない。

2 受託事業者は、市長から報告を求められた場合は、次に掲げる各号について速やかに報告しなければならない。

- (1) 入室者に関すること
- (2) 放課後児童支援員等に関すること
- (3) 児童の育成支援に関すること
- (4) 施設外で行う育成支援に関すること
- (5) 施設、設備、備品に関すること
- (6) 災害等発生時の対処方法に関すること
- (7) 管理運営上の収支に関すること
- (8) 前条第 2 項に規定する立ち入り調査における指摘事項に関すること
- (9) その他必要なこと

3 受託事業者は、事業を完了したときは速やかに実績報告書を市長に提出しなければならない。
(常備書類)

第 14 条 受託業務に関し、条例第 15 条の規定により備える帳簿及びその保存期間は、次の各号に掲げるとおりとする。

- | | |
|-------------------|-----|
| (1) 収入支出予算書及び決算書 | 5 年 |
| (2) 現金出納簿及びその証拠書類 | 5 年 |
| (3) 児童名簿 | 5 年 |
| (4) 出席簿 | 5 年 |
| (5) 放課後児童支援員等賃金台帳 | 5 年 |
| (6) 出勤簿 | 5 年 |
| (7) 日誌 | 5 年 |
| (8) 事故記録 | 5 年 |
| (9) 入室申込み等に係る書類 | 5 年 |
| (10) 備品台帳 | 永年 |
- (契約の解除)

第 15 条 市長は、受託事業者が次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部若しくは一部を解除し、交付すべき委託金の全部若しくは一部を取り消して返還を命ずることができる。

- (1) 契約事項に違反したとき
- (2) 本事業を遂行することが困難であると市長が認めたとき
- (3) 委託金を次に掲げる本事業の対象経費以外に充当したとき
 - ア 入室児童の育成支援に必要な放課後児童支援員等の人件費
 - イ クラブの運営に必要な物件費・旅費等の事務費
 - ウ 入室児童の処遇に直接必要な事業費（おやつ代、教材費及び行事費等の実費負担が相応しい経費を除く。）
- (4) その他不正な方法により委託金の交付を受けたとき

第3章 運営基準

(運営の基本原則)

第 16 条 本事業の運営にあたっては、児童の権利条約ほかの人権規定及び児童福祉法ほかの諸法令に基づき、「児童の最善の利益」及び「公共の福祉」を追求し運営されなければならない。

- 2 本事業の実施については、市、受託事業者及び保護者が、協議、連携して行わなければならない。
- 3 受託事業者は、「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」（平成 16 年 5 月 7 日雇児発第 0507001 号）等を参考に、クラブのサービスの質の向上や業務改善に向けた計画を策定し、放課後児童支援員等、児童及び保護者とともに、その事業の充実に努めなければならない。
- 4 受託事業者は、法第 34 条の 8 第 2 項に基づく届出を市長に行い、同法に基づく運営をしなければならない。

(事業内容)

第 17 条 受託事業者は、放課後の児童に適切な遊び場及び生活の場を提供し、健全育成を図ることを目的とし、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 児童の基本的人権の保障
- (2) 児童の健康管理、児童の安全管理
- (3) 放課後における児童の生活が健全となるような支援
- (4) 集団生活における児童の心身の安定の維持

- (5) 遊びや行事等、集団における活動を通じての児童の成長の支援
- (6) 家庭との連携
- (7) 学校及び地域との連携
- (8) その他児童の健全育成上必要な活動

2 受託事業者は、活動内容の充実のために育成支援の目標を定めるものとする。
(名称)

第 18 条 受託事業者が設置、運営するクラブの名称は、「さいたま市放課後児童クラブ」の名称を冠するものとする。

(放課後児童支援員等の配置)

第 19 条 受託事業者は、クラブごとに条例第 10 条第 1 項及び第 2 項に規定する放課後児童支援員等を配置するものとする。

2 第 23 条に基づき障害児を受け入れる場合にあっては、前項の放課後児童支援員等配置基準のほかに、全障害児童数を 2 で除して得た数（1 人未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り上げるものとする。）の担当放課後児童支援員等を配置するものとする。

(放課後児童支援員等の職務)

第 20 条 放課後児童支援員等の職務は、次の各号のとおりとする。

- (1) 児童の育成支援
- (2) 出欠席と所在確認
- (3) 児童の健康管理
- (4) 登室・降室の安全確保
- (5) 児童虐待への対応
- (6) 日誌等の記録
- (7) 年間・月間計画の作成
- (8) おやつを提供
- (9) クラブにおける生活リズムの確立
- (10) 遊びや活動の準備、研究
- (11) 月 1 回以上のおたよりの発行
- (12) 保護者への報告や相談
- (13) 保護者懇談会等の開催
- (14) 学校及び地域との密接な連携、行政との連絡調整
- (15) 実習生及び中学生等の体験実習の受入
- (16) 緊急時の適切な措置
- (17) 職員会議
- (18) 自己研鑽と集団的研修
- (19) 諸経費の管理
- (20) 施設・設備・備品の管理と環境整備

(放課後児童支援員等の健康管理)

第 21 条 受託事業者は、放課後児童支援員等の健康診断を実施し、放課後児童支援員等の健康確保に努めなければならない。

2 放課後児童支援員等は、自らの健康管理に努めるものとする。
(対象児童)

第 22 条 本事業が対象とする児童は、保護者が次のいずれかの事情により昼間家庭にいないことが常態であり、かつ月曜日から土曜日までのうち 3 日以上クラブの利用を必要とする市内在住の小学校に就学する児童（特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）とする。ただし、児童の健全な育成上必要と認められるときはこの限りではない。

- (1) 居宅外又は居宅内において就労をしていること
- (2) 求職活動のため日中居宅外にいること
- (3) 就学又は技能訓練をしていること
- (4) 妊娠中であるか出産後間もないこと
- (5) 病気若しくは負傷の状態であること
- (6) 心身に障害を有していること
- (7) 同居又は別居の親族を常時介護・看護していること
- (8) 震災、風水害、火災、その他の災害の復旧にあたっていること
- (9) 前各号に類する状態にあること

2 前項の「常態」とは、月曜日から土曜日までのうち3日以上保護者が昼間家庭にいないことが1か月以上続く状態をいう。

(障害児の受入)

第23条 受託事業者は、次の各号を配慮の上、障害児の受入に努めるものとする。

- (1) 障害の種類、程度
 - (2) 合併症の有無、内容、程度
 - (3) 通学する小学校からの登室方法
 - (4) クラブの施設等の条件
- (入室の手続き等)

第24条 受託事業者が運営するクラブへ入室しようとするときは、第22条に規定する児童の保護者において、入室申込書に次の書類を添付して、受託事業者に提出しなければならない。

- (1) 家庭状況調書
- (2) 児童の記録
- (3) 別表1に定める入室を必要とする理由を証明する保護者についての書類
ただし、取り扱い上注意を要する個人情報を含む等、保護者から提出を求めることが困難な場合は、誓約書により対応できるものとする。
- (4) その他必要と認める書類

2 受託事業者は、前項の規定による申込があったときは、これを審査の上、クラブの入室の可否を決定し、入室承認・不承認通知書により当該申込者に通知するものとする。

3 受託事業者は、前項の規定による入室の審査及び入室可否決定を行う場合は、公正な方法で行わなければならない。

4 受託事業者は、入室希望者が定員を超過し、定員の見直しや施設の増設が困難な場合は、別表2に定める放課後児童クラブ入室審査選考基準表に基づき入室の選考を行うものとする。

5 入室の期間は、入室の理由ごとに別表3に定めるとおりとする。

(退室の手続等)

第25条 保護者は、前条の規定により入室の承認を受けた児童（以下「入室児童」という。）がクラブを退室しようとするときは、退室届を受託事業者に提出しなければならない。

2 受託事業者は、前項に規定する退室届を受理したとき、又はクラブの入室児童が入室対象児童でなくなったと認めるときは、退室通知書により当該保護者に通知するものとする。

(利用料)

第26条 受託事業者は、市と協議の上利用料を定め、入室児童の保護者から利用料を徴収することができる。

2 受託事業者は、本事業の公益性に鑑み、利用料の低減化に努めなければならない。

3 受託事業者は、必要があると認めるときは、市と協議の上当該利用料を減額し、又は免除することができる。

4 受託事業者は、利用料の徴収、管理及び執行について最善の注意を払い、適正で開かれた執行を行

わなければならない。

(その他の費用)

第 27 条 事業者は、利用料とは別におやつ代、昼食代、及び行事等で必要な費用（以下「おやつ代等」という。）を、保護者了解の上、入室児童の保護者負担として徴収することができる。

2 前条第 4 項の規定は、おやつ代等についてこれを準用する。この場合、前条第 4 項の「受託事業者」を「事業者」に、「利用料」を「おやつ代等」に読み替えるものとする。

(剰余金・積立金)

第 28 条 受託事業者は、剰余金を利用料の軽減に充当しなければならない。

2 施設整備等や目的の定めのない積立金は、原則禁止とする。ただし、条例第 9 条第 2 項に規定する児童一人あたりの専用区画面積を確保する等の必要性から徴収する施設整備のための積立金は、保護者了解の上、必要最小限の額にとどめるものとする。この場合、積立金又は積立預金明細票を市長に毎年提出するものとする。

(保護者・保護者会との協力、連携)

第 29 条 受託事業者は、育成支援の内容の充実のために、保護者・保護者会と協力、連携しなければならない。

2 受託事業者は、保護者と放課後児童支援員等の育成支援の内容の充実に関する意見交換の場を定期的に設けるものとする。

3 受託事業者は、保護者が保護者会を設立する場合は必要な支援を行い、保護者会のクラブ運営への参画に配慮するものとする。

(協議)

第 30 条 市と受託事業者は、この要綱の遵守に関して、必要に応じ協議できるものとする。

(その他)

第 31 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、決裁の日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

2 第 28 条で規定する対象児童の学年は、「さいたま市放課後児童クラブ条例」（平成 13 年さいたま市条例第 178 号）に規定するクラブにあっては、低学年の待機児童の解消を最優先とするため、別に市長が定める間、障害児を除き小学校 3 年生までの児童とする。

附 則

1 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

2 さいたま市において、この要綱の施行前から本事業を実施する法人以外の事業者については、当分の間、改正後の第 6 条第 2 項の規定により適正と認められる法人に準ずる団体とみなす。

附 則

1 この要綱は、決裁の日から施行し、平成 21 年 2 月 1 日から適用する。ただし、第 21 条第 2 項及び第 26 条第 1 項の規定は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この規定は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 21 条第 2 項の規定による改正後の公設放課後児童クラブの指導員の配置の規定は、平成 26 年度以降に新たに締結する指定管理業務委託契約から適用し、平成 25 年度までの指導員の配置については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規定は、平成 25 年 7 月 16 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 21 条第 2 項及び同条第 3 項の規定による改正後の公設放課後児童クラブの指導員の配置の規定は、平成 26 年度以降に新たに締結する指定管理業務委託契約から適用し、平成 25 年度までの指導員の配置については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規定は、決裁の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後のさいたま市放課後児童健全育成事業実施要綱別表 1 から別表 3 までの規定は、令和 7 年度以降の年度の入室に係る手続について適用し、令和 6 年度までの入室に係る手続については、なお従前の例による。

(施行期日)

- 1 この規定は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後のさいたま市放課後児童健全育成事業実施要綱別表 2 の規定は、令和 8 年度以降の年度の入室に係る手続について適用し、令和 7 年度までの入室に係る手続については、なお従前の例による。

別表 1 (第 24 条第 1 項第 3 号関係)

入室を必要とする理由を証明する保護者についての書類

No.	理 由	必要書類
1	就労	就労証明書
2	求職活動	誓約書
3	就学	在学（入学）証明書、カリキュラム等
4	出産	母子手帳の写し（出産予定日記載欄）
5	病気、障害、看護、介護	診断書、障害者手帳の写し、介護認定書等
6	災害	罹災証明書等

別表 2 (第 24 条第 4 項関係)

放課後児童クラブ入室審査選考基準表
基本指数（勤務終了時間）

区 分		指 数		
		週 5 日～	週 4 日	週 3 日
① 就 労	18 : 30 ～	16	15	14
	18 : 00 ～ 18 : 29	15	14	13
	17 : 30 ～ 17 : 59	14	13	12
	17 : 00 ～ 17 : 29	13	12	11
	16 : 30 ～ 16 : 59	12	11	10
	16 : 00 ～ 16 : 29	11	10	9
	15 : 30 ～ 15 : 59	10	9	8
	15 : 00 ～ 15 : 29	9	8	7
	14 : 30 ～ 14 : 59	8	7	6
	内 職	3		
	常態を満たさない場合	2		

区 分		指 数			
		週 5 日 以上	週 4 日	週 3 日	
② 就学又は技能訓練	18:30 ~	16	15	14	
	18:00 ~ 18:29	15	14	13	
	17:30 ~ 17:59	14	13	12	
	17:00 ~ 17:29	13	12	11	
	16:30 ~ 16:59	12	11	10	
	16:00 ~ 16:29	11	10	9	
	15:30 ~ 15:59	10	9	8	
	15:00 ~ 15:29	9	8	7	
	14:30 ~ 14:59	8	7	6	
③ 求職				1	
④ 疾病等	出産			12	
	病気	入院（出産含む）		20	
		居宅内	常時臥床・指定難病		20
			精神性疾患		19
			一般療養		12
	障害	障害手帳 1、2 級又は療育手帳④、A、B			20
		障害手帳 3 級又は療育手帳 C			19
	介護・看護	病院等の居宅外での介護及び看護を常態とする場合			16
居宅内での介護及び看護を常態とする場合			12		
⑤ 災害	震災、風水害、火災、その他の災害の復旧にあたって いる場合			20	
⑥ その他	前各号の他、特に児童の育成支援の必要があると認め られる場合			30	
⑦ 入室を必要とする理由を証する書類の提出がない場合 ※調整指数 1・2・3 は加算しない。				0	

調整指数 1

区 分		指 数	
就 労 就学又は技能訓練	拘 束 時 間 数	8 時間以上	3
		6 時間以上 8 時間未満	2
		4 時間以上 6 時間未満	1

調整指数 2

区 分		指 数
児童の学年	小学 1 年生	9
	小学 2 年生	7
	小学 3 年生	5
	小学 4 年生	2
世帯等	6 5 歳未満の常時在宅の親族	-6
	単身赴任	1
	一人保護者（父母）	5

調整指数 3

区 分		指 数	
就労及び就学	通勤・通学時間	40 分以上	1
		1 時間 10 分以上	2
※ 同順位の特記事項			
※ 基本指数①～⑥ + 調整指数 1 + 調整指数 2 + 調整指数 3		点数合計	

同順位内における優先順位の決定基準

1	低学年
2	一人保護者
3	常時在宅の親族無し
4	指数合計 災害
5	指数合計 疾病等
6	指数合計 単身赴任
7	指数合計 就労、就学 週5日以上 分刻みの時間
8	指数合計 就労、就学 週4日 分刻みの時間
9	指数合計 就労、就学 週3日 分刻みの時間
10	指数合計 採用予定
11	指数合計 内職
12	指数合計 常態を満たさない場合・求職
13	就学前児童有り
14	前年度の市区町村民税の所得割額

別表 3 (第 24 条第 5 項関係)

理 由	入室期間
就労	就労する期間で、最長で年度末（3月31日）まで。ただし、常態を満たさない場合は、求職活動と同じ期間。
求職活動	入室をした日から2か月以内。ただし、この期間内に勤務を開始し就労証明書を提出した場合は、期間を延長（最長で年度末まで）。
就学	就学する期間（最長で年度末まで）
出産	出産予定日を含め、3か月以内（最長で年度末まで）。
病気、障害、看護、介護	児童が入室を必要とする期間（最長で年度末まで）。
災害	災害復旧が完了するまでの期間（最長で年度末まで）。